

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年9月4日24久第2415号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）により不開示とした情報のうち、別表1及び2に掲げる情報は、開示すべきである。

### 2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、異議申立人の子（以下「本件児童」という。）に関する児童相談所の記録等に記載された本件児童の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、本件個人情報のうち、調査対象者及び相談者に関する情報については、条例第14条第1項第1号に、関係機関に関する情報については、第4号に、また、児童相談所職員の所見や処遇方針等の情報については、第5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件個人情報を開示するよう求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、未成年者である本件児童の法定代理人として、平成24年8月20日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成24年9月4日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成24年9月27日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 個人情報保護条例には、当てはまらない。

- (2) 個人情報保護条例第14条第1項第1号、第4号及び第5号に当てはまらない。
- (3) 開示文書の大半が不開示とされており、児童相談所が適正な調査を行ったのか判断できない。児童相談所が本件児童の調査を適正に実施していないから、開示しないのではない。ただの隠ぺいでしかない。
- (4) 本件児童の養育状況には問題があり、児童相談所の適切な対応を求める。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

### (1) 条例第14条第1項第1号該当性について

条例第14条第1項第1号該当により不開示とした情報は、児童相談所が行った事実関係調査や関係者への面接等において知り得た、本件児童以外の第三者が児童相談所の職員に対し話した内容が記載されている。これらの情報を開示すると、当該個人（第三者）の正当な利益を害するおそれがあるため不開示としたものである。

なお、開示請求者は未成年者である本件児童であり、法定代理人である異議申立人に関する個人情報、不開示となる情報である。

### (2) 条例第14条第1項第4号該当性について

条例第14条第1項第4号該当により不開示とした情報は、児童相談所が行った事実関係調査にあたり協力した他行政機関の名称及び職員名が記載されている。児童相談所が相談援助活動を行うに当たり入手する情報は、児童の権利擁護のために関係機関からの協力を得て提供されるものである。これらの情報を開示すると、当該関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがあるため不開示としたものである。

### (3) 条例第14条第1項第5号該当性について

条例第14条第1項第5号該当により不開示とした情報は、児童相談所が行った事実関係調査や児童及び関係者への面接結果等に基づき、本件児童の生活状況、相談内容の事実及び今後の処遇方針等を評価及び判断した内容が記録されている。これらの情報を開示すると、児童相談所の評価及び判断を本件児童に伝えることになり、その結果本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後の継続的な相談援助活動に影響を及ぼすおそれがある。

また、児童相談所の職員が事実経過とともにその評価の正確かつ率直な記載を躊躇するなど、相談記録としての機能を著しく低下させ、本件のみならず反復継続する今後の相談事務の公正かつ適切な遂行に支障が生じるおそれがあるため不開示としたものである。

## 6 審議会の判断

## **(1) 児童相談所における相談援助活動について**

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条第1項において、都道府県等に設置が義務付けられている行政機関である。

また、児童相談所運営指針について（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）によれば、児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的とし、児童に関する家庭等からの相談並びに地域住民及び関係機関からの通告を受け、これらの相談等に対して行った調査、診断及び判定の結果を基に援助の方針を定め、児童等に対する援助を行うこととされている。

## **(2) 本件個人情報の特徴及び内容について**

本件個人情報は、異議申立人から本件児童に係る相談を受けた児童相談所が、相談援助活動を行う過程で作成した、相談処理決裁伺、児童記録票及びケース記録に記載された本件児童に関する個人情報である。

### **ア 相談処理決裁伺について**

相談処理決裁伺は、児童に関する相談等について、相談援助活動を要するものとして受理するか否かを決定する受理伺、及び当該児童に係る調査等の結果を基に、今後の処遇や援助の方針を決定する処遇伺からなっており、本件児童のケース番号、相談受理年月日、相談要旨及び今後の処遇方針等が記載されている。

### **イ 児童記録票について**

児童記録票は、相談を受理した児童ごとに作成されるものであり、本件児童の氏名、住所、年齢及び家族構成等の基本的事項のほか、相談要旨並びに関係機関の名称等が記載されている。

### **ウ ケース記録について**

ケース記録は、児童相談所が行った相談援助活動の経過を記録するものであり、相談内容、本件児童や保護者等に対する面接調査の内容及びこれらに対する児童相談所の職員の所見並びに関係機関との協議や事実関係調査の内容等が記載されている。

## **(3) 条例第14条第1項第1号該当性について**

### **ア 本号の趣旨**

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれており、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「開示請求者以外の個人」とは、開示請求された公文書等に記載された自己情報の中に含まれる請求者以外の者をいい、法定代理人が本人に代わって開示請求する場合には、個人情報の本人以外の者をいう。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。また、開示請求のあった個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の権利利益を害するか否かの判断は当該個人の権利利益に関わる問題であるので、慎重に行うべきである。

## イ 該当性の判断

(ア) 本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報について、同号に該当するかを以下判断する。

なお、本件個人情報の開示請求は、本件児童の法定代理人である異議申立人が、未成年者である本件児童に代わって行ったものであるため、異議申立人に関する情報についても、開示請求者以外の個人に関する情報として判断する。

(イ) 実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報のうち、児童相談所が行った面接調査における調査対象者の発言内容等の面接調査対象者に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、面接調査対象者のプライバシーその他の利益を害するおそれがあるなど、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、これらの情報は、開示請求者である本件児童が知っている立場にあることが明らかであるとはいえず、また、何人でも知り得る情報であるともいえないことから、同号に該当する。

(ウ) しかしながら、実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報のうち、別表1に掲げる情報は、本件児童に関する情報であって、開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められず、同号には該当しない。

また、実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報のうち、別表2に掲げる情報並びに相談種別、相談要旨及び相談内容の要約記録等の相談内容に関する情報は、相談者、即ち本件児童の法定代理人である異議申立人に関する情報であって、開示請求者以外の個人に関する情報であるが、開示することにより、異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号には該当しない。

なお、これらの異議申立人に関する情報のうち、別表2に掲げる情報を除く部分については、いずれも条例第14条第1項第5号に該当するか否かについて判断する必

要がある情報であるため、同号該当性について後述のとおり検討する。

- (エ) したがって、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報のうち、面接調査対象者に関する情報について、同号に該当するとして不開示とした決定は妥当であるが、別表1及び2に掲げる情報について、同号に該当するとして不開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

#### (4) 条例第14条第1項第4号該当性について

##### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第4号は、県等の機関が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から県等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とする要件を定めたものである。

県等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事後的にすべて列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定できるものをイからホにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

##### イ 該当性の判断

- (ア) 本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした情報について、同号に該当するかを以下判断する。
- (イ) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たっては、市町村、福祉事務所、警察、学校等の行政機関のほか、医療機関、児童福祉施設、児童委員、民間団体等さまざまな機関と連携を図り、各機関とのネットワークを構築し、児童の家庭環境、家族関係、生活環境等について、より多くの情報を収集する必要がある。

実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報は、実施機関が、本件児童に係る協議や事実関係調査を行った関係機関の名称及び職員名並びに関係機関との協議や事実関係調査の内容である。

実施機関がこれらの情報を開示することにより、児童相談所と関係機関の信頼関係を損ない、あるいは、関係機関が児童又は保護者等との信頼関係を損うことをおそれて、今後、相談援助活動において、関係機関から児童に関する十分な情報が得られなくなるなど、実施機関における相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、これらの情報は、条例第14条第1項第4号に該当する。

(ウ) したがって、これらの情報について、実施機関が同号に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

## (5) 条例第14条第1項第5号該当性について

### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第5号は、診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報を不開示とする要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、評価、判断を行う者との信頼関係を損なうことによって事務の適正な執行に具体的な支障を生ずるおそれがあると判断される場合等が含まれる。

### イ 該当性の判断

(ア) 本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、面接調査における児童相談所の職員の所見、本件児童の今後の処遇方針及び相談種別等の情報であり、当審議会が6(3)イ(ウ)において同号該当性を判断することとした情報は、相談種別、相談要旨及び相談内容の要約記録等の相談内容に関する情報である。

(イ) これらの情報は、相談者や調査対象者との面接や関係機関から得られた情報を基に、児童相談所の職員が評価判断を行ったものと認められ、同号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報に該当するものと認められる。

そこで、実施機関がこれらの情報を開示することにより、当該事務の適正な執行に具体的な支障を及ぼすおそれがあるかについて判断する。

(ウ) 児童相談所が行う相談援助活動は、児童及び保護者等との信頼関係を構築しながら実施していく必要があるが、実施機関がこれらの情報を開示することにより、児童相談所が行った評価判断を児童及び保護者等に伝えることになり、児童及び保護者等と児童相談所の認識の違いから誤解や不信感、感情的な反発が生じ、その結果、児童及び保護者等と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後の継続的な相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、実施機関がこれらの情報を開示することにより、児童相談所の職員が、児童及び保護者等との信頼関係が損なわれることを懸念して、今後の相談援助活動の実施に当たって児童や関係者への率直な評価、判断の記載を躊躇し、表面的な記載にとどめてしまうなど、相談記録としての機能を著しく低下させるおそれがある。

したがって、実施機関がこれらの情報を開示することにより、相談援助活動の適正な執行に具体的な支障が生じるおそれがあると認められることから、これらの情報は、条例第14条第1項第5号に該当する。

(エ) 以上のことから、面接調査における児童相談所の職員の所見、本件児童の今後の処遇方針及び相談種別等の情報について、実施機関が同号に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

また、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報のうち、相談種別、相談要旨及び相談内容の要約記録等の相談内容に関する情報は、同号には該当しないが、同項第5号に該当することから、これらの情報について、実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

#### **(5) 異議申立人のその他の主張について**

異議申立人は、本件事案について種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報の不開示決定等の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

## **7 結論**

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 別表 1

本件個人情報記録された公文書	開 示 す べ き 情 報
ケース記録	相談対象児童の氏名

## 別表 2

本件個人情報記録された公文書	開 示 す べ き 情 報
相談処理決裁伺	「受理年度」、「受理月」、「受理年月日」、「当初受理年度」及び「受理同年月日(処理年月日)」欄に記載された情報
児童記録票	「記入月日」及び「通告者」欄並びに相談者（異議申立人）が自ら記載した部分に記載された情報
ケース記録	相談受付日時、相談者名、相談者からの連絡日及び相談方法等の相談者に関する情報並びに相談対応者名